

銚子円卓会議地方創生インターンシップ事業公募型プロポーザル方式業者選定  
応募要領

1 趣旨

地域通貨の流通店舗や市内の事業所の協力のもと、将来のまちづくり人材の育成、移住定住のきっかけづくりにもつなげるため、インターン生の受け入れを推進し、地域を知り、地域の可能性を探る若年層が、継続的に地域と関わるしくみとしての実践型インターンシップ事業を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

銚子円卓会議地方創生インターンシップ事業業務

(2) 業務内容

別添「銚子円卓会議地方創生インターンシップ事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約限度額

3, 800千円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限額とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで

3 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに対し、選定委員会において評価し、最も業務の履行能力が高い者を委託契約候補者として選定する。

4 評価方法及び特定評価基準等

(1) 提案内容の評価方法

選定委員会において特定評価基準に基づき評価を行い委託契約候補者を選定し、評価結果については申込者に別途文書で通知する。

なお、他者の提案内容及び評価については一切公開しない。

(2) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、委託候補者特定評価基準（応募要領 別紙）に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

- ア 事業目的の理解度
- イ 事業の運営体制及びスケジュール
- ウ インターンシッププログラムの開発支援
- エ 事業の周知
- オ 提案の独自性及び発展性
- カ 類似事業の実績
- キ 経費積算の妥当性

### (3) 実施スケジュール

項目	日程
①応募要領の公表・配付	平成29年7月 7日（金）
②質問書の受付期限	平成29年7月12日（水）
③質問書の回答期限	平成29年7月14日（金）
④企画提案書等の提出期限	平成29年7月21日（金）
⑤プレゼンテーションの実施	平成29年7月26日（水）【予定】
⑥プロポーザル選定結果通知	平成29年7月28日（金）【予定】

## 5 参加申込みについて

### (1) 申込資格

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- ③ 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できる者であること。
- ④ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

- ⑤ インターンシップ事業または移住推進事業を実施した実績があること。
- ⑥ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定するもの）あるいは宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6カ月以内に手形及び小切手に不渡りがないこと。
- ⑨ 銚子市内で行う打ち合せ等に出席できる者

## (2) 留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。
- ② 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ③ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とする。
- ④ 委託契約候補者は、契約後銚子円卓会議と協議のうえ、提案内容と事業に係るスケジュールを明記した業務計画書を提出するものとする。
- ⑤ 委託契約候補者の企画提案書等の内容は、必要に応じて契約書の特記仕様書に明記するものとする。
- ⑥ 本業務の実施に当たり、総括責任者を1名配置することとする。また、業務の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子円卓会議と協議することとする。
- ⑦ 提出された書類については、今回の選定以外の目的には使用しないものとする。  
なお、銚子市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開される場合がある。

## (3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企画提案書（様式第2号） 1部
- ③ 経費の概算見積書（任意様式） 1部
- ④ 業務実績表（様式第3号） 1部

※インターンシップ事業または移住推進事業など、今回の業務内容と類似したものについて記載することとする。

- ⑤ 登記事項証明書（法人の場合） 1部
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書 1部

- ⑦ 代表者の身分証明書（法人以外の場合） 1部
- ⑧ 会社概要または会社概要が分かるパンフレット等（法人の場合） 1部
- ⑨ 業務の実施体制表（様式第4号） 1部

(4) 提出方法

申込書類は、持参又は郵送で提出するものとする。

(5) 申込期間

平成29年7月21日（金）まで（必着）

（午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日は除く。）

(6) 問合せ及び提出書類の送付先

〒288-8601

銚子円卓会議事務局

銚子市 総務市民部 総務課 協働推進班

電話 0479-24-8794

FAX 0479-25-0277

E-mail info@choshientaku.com

6 質問の受付

(1) 受付期限

平成29年7月12日（水）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日は除く。）（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式5）に記入のうえ、提出するものとする。（メール、郵便、FAX可）

(3) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通的事項を含む場合は、銚子円卓会議ホームページにおいて公表するものとする。

## 7 説明会の実施

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

## 8 企画提案のプレゼンテーション

(1) 参加申込者は、銚子円卓会議の指定する日時に、選考委員会に対して企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行うものとする。（日時及び会場については別途通知する。）

### (2) 実施方法について

- ① 持ち時間は30分（説明15分、質疑15分）程度とし、銚子円卓会議の指定した時刻から順次個別に行う。
- ② プレゼンテーションに出席しない参加申込者の提案は無効とする。

## 9 その他

(1) 申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を銚子円卓会議に提出するものとする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格条件を全て満たしていない場合
- イ 提出期限を過ぎて提出すべき書類が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合